

非公開オークション

競 売 条 件

株式会社東西ニューアートを競売人とするオークションにおける全ての入札は、以下の条件に基づいてなされた申し込みとして取り扱われます。

1. 東西ニューアートはオークションの全てに亘り各作品の売り手の代理人としての任務を履行します。

2. オークションへの参加は、予め参加登録を済ませた方に限ります。オークションには原則的に本人確認書類および住所の確認できる方であれば参加可能ですが、東西ニューアートの自由裁量により参加希望者の入場および参加をお断りする場合があります。なお、下見会およびオークション当日に会場内で撮影された写真および映像を、パンフレットやウェブサイト等の広報物・広告媒体に掲載することがあります。下見会およびオークションへの参加者は写真および映像の使用に予め承諾のうえ同意したものとみなします。

3. 東西ニューアートは当日入場することのできない参加者に代わって書面またはインターネット（以下「ライブビッド」といいます。）による入札申し込みを受け付けます。原則的に入札申込者は予め取引金融機関名または然るべき照会先の届け出が必要となります。

なお、落札に成功した場合、買い手としての支払金額は下記6条と同様になります。

イ) 書面による入札

万一千申込者による指示が不適当であると判断される場合、競売人は自己の裁量に基づき書面の指示に従わない場合があります。

ロ) ライブビッドによる入札

参加者の誤入力・誤操作、通信環境の不具合・誤作動等の事由に起因して生じた結果につき、東西ニューアートは一切の責任を負いません。

また、ライブビッドによる入札参加者は東西ニューアートが別途定める「ライブビッド利用規約」の内容を承諾したものとします。

4. 競売人が最終的に受諾し得る最高額の入札をした人が買い手となり、競売人がハンマーを打った時点でその売買契約（売り手と東西ニューアート間および東西ニューアートと買い手間）が同時に成立します。オークションにおける競りの上げ幅については、競売人の自由裁量となります。

なお、作品の競売中または競売後でも競売人がその入札に疑問があると判断した場合、あるいはその他の理由により再度競売に付するべきであると判断した場合、競売人は自己の裁量に基づき、その作品を再度競売にかけることができます。

5. 競売人は競売を進める上で、自己の裁量に基づき、いかなる入札をも拒否する権限を有します。

また、競売人は自己の裁量に基づき、作品を競売からの取り下げ、および、作品をいくつかに分割、あるいは二つ以上の作品を統括して競売にかける権利を有します。

6. イ) 買い手がお支払いいただく金額は、各作品に対する落札価格（ハンマープライス）に7%の落札手数料を加えた金額となります。落札手数料(7%)には消費税が含まれています。

なお、支払方法は現金、銀行振込またはクレジットカードにて承ります。クレジットカードでのお支払いは、別途3.5%の手数料をお支払いいただきます。

また、競売はすべて日本円にて行われ、支払いは競落日から7日以内に円貨にて完了となります。

買い手が落札をキャンセルする場合には、上記支払期限までの申出で支払総額の50%、支払期限以降の申出で支払総額の90%、および全落札作品の保管料、保険料、その他経費の総額をお支払いいただきます。

ロ) オークションへ参加する際は東西ニューアート指定の誓約書等書類に署名の上ご提出をお願いいたします。

また東西ニューアートの要請がある場合、取引金融機関名もしくは他の然るべき照会先を届け出る義務があります。

ハ) 落札した場合、買い手は直ちにすべての支払金額またはその一部を支払うよう要請される場合があります。この支払いがなされない場合は、東西ニューアートはその作品を再度競売にかけるか、任意の売却により販売する権利を有します。

7. イ) 作品は全額の支払が完了するまで、お引き渡しはできません。

ロ) 買い手は作品代金の支払完了後、自己の費用でその作品をお引き取りいただきます。買い手の依頼により、落札作品の配送手配を承りますが、それにかかる一切の費用（輸送費および梱包費、保険料等）は買い手の負担となります。

東西ニューアートの所定の場所および指定場所における作品の引渡し完了後の事故（滅失、紛失、盗難、毀損、汚損等）について、東西ニューアートは一切の責任を負いません。

また落札作品配送申込書による指示等落札者の希望により、東西ニューアートが運送業者を斡旋し、又は作品の梱包を施した場合であっても、その運送業者の選定や梱包の状態にかかわらず、同様にその事故において責任を負いません。

買い手は作品の引き取りに関して自らの責任と費用負担において、保険を付保する等の対応をお取りください。

ハ) オークションで落札いただいた作品は速やかにお引き取り願います。なお、オークション後30日を経過した落札作品については、有料倉庫に移管いたします。その際の作品お引き取り時には、保管料等の料金を別途領収いたします。

保管料は1点につき5,000円（別途消費税）/月の保管料がかかります。また、縦・横・高さの合計が2.5mを超えるものについては、使用面積3.3平方メートルあたり40,000円（別途消費税）/月の保管料を領収いたします。

二) 落札いただいた作品が正当な理由なく引き取りがされないまま、オークション日より一年を経過した場合は、引き取り意志のない作品とみなし、その作品に対し落札者が支払いの多寡にかかわらず、東西ニューアートは自己の裁量で再度その作品を競売にかける権利を有します。

再競売の際の落札価格は、必ずしも前回の落札価格を保証するものではございません。そのことにより万一、前落札者が損失を被ったとしても、東西ニューアートはそれについて救済の義務を負いません。

尚、再競売にあたって東西ニューアートは規定通りの売り手手数料などの諸経費、本項ハ)号に規定される有料倉庫の保管料等を落札価格から差し引き、規定通りに前落札者にその差額を支払います。

ホ) 象牙、珊瑚、香木（沈香・伽羅）等のワシントン条約にかかる作品に関しましては、CITES許可書・証明書が作品に添付されていないために輸出できないことを理由とするキャンセルは一切受け付けません。

8. イ) 競売のカタログ、出品作品リスト、広告、パンフレット、ウェブサイトに記載されている各作品についての解説は、単に参加者の参考となるべく記載したものであり、それに掲載されている写真および説明（作者、年代、寸法、重量、素材、色調、技法、来歴、状態、題名、傷、修復等）については、あくまでも東西ニューアートが作品について単に意見を陳述したものにすぎず、売買の根拠をその表記によって何ら保証するものではありません。

また、作品写真は必ずしも正確に作品の色調、色彩、材質等を表すものではなく、作品の欠陥を選別し得るように印刷されているものではありません。よって、カタログまたは出品作品リスト掲載の内容について東西ニューアートは、何ら法的な義務を負うものではありません。

買い手になろうとする方は、下見会及びオークション進行中に該当作品を掲示した際にご自身の目で作品の状態を確認し、自己の責任と判断でご入札ください。なお、作品によっては下見会に展示されない場合もあります。

ロ) 売り手も東西ニューアートも、作品のいかなる瑕疵、修復、欠陥にも一切の責任を負いません。また、落札された作品の瑕疵、修復、欠陥に対しては、カタログまたは出品作品リストの解説に記載されていないことを理由に落札後のキャンセルは一切受け付けません。

ハ) 時計やオルゴールなど、機械を内包する作品の作動に関する記述はただ単に作動するかどうかのものであり、耐久性や、耐年数と判断するものではありません。いつの時点でも可動のものが不動になる可能性があることをご了承下さい。よって、機械の作動を理由とするキャンセルは一切受け付けません。

9. 東西ニューアートはオークションにて販売される成り行き品以外の作品に対して、競売日より一年間の真物保証をしています。真物保証の対象は現存作家の作品および所定鑑定人・鑑定機関のある物故作家の作品であり、当該作品が競売当時の状態であることが条件となります。

作者・工房等が確実でない作品については真物保証の対象にはなりません。古美術および通例として一般的に同様の扱いをうけている作品についても一切保証いたしておりません。また、真物保証対象外の作品についての真偽に関するキャンセルも一切受け付けておりません。

イ) 真物保証の利益は非譲渡とし、オークションを通じて作品を購入した本人のみが受けられるものであり、転売や譲渡等により所有者となった者はその利益を受けることはできません。

ロ) 真物保証対象作品に対しての真偽に関するキャンセルは競売日より一年以内に申し立てることができます。東西ニューアートが適正と認める鑑定機関において鑑定と判断された場合のみ、東西ニューアートは当該作品が競売当時の状態であることを確認できた上でその作品を引き取り、その後お支払いただきました作品代金の総額を返金いたします。上記支払をもってすべてを解決するものとし、受領済の作品代金以上にかかる買い手の返品による損害等の保障はいたしません。鑑定費および落札時の作品配送及び返品時の作品配送にかかる一切の費用（輸送費および梱包費、保険料等）については売り手の負担となります。

ハ) 落札作品が盗品あるいは遺失物と判明し、正当な所有者から返還請求がなされた場合、東西ニューアートは直ちに売買契約を解除することができ、当該作品の支払いが完了している場合は受領済の代金を無利息にて返還することによりこれを解決とします。

10. 買い手が上記第6、7条に従って作品を引き取らずその全額を支払わなかった場合には、東西ニューアートは自己の裁量に基づき、他の権利や救済手段の他に以下の事項を行なう権利を有します。
- (イ) 買い手に通告することなしに、公のまたは私的な競売でその作品を再び売却せたりすること。
ただし、再競売で落札された価格が前回を下回った場合は、まず買い手が支払つた一部支払金を再競売にかかった費用にあて、その差額を差し引きさらに不足があった場合には元の買い手が負担し、剩余分が生じれば売り手のものとなります。
- (ロ) 買い手の費用によりその作品を東西ニューアートの建物内かその他の場所に保管し、また買い手が支払価格を全額に延滞金その他全ての費用を支払った場合に限り、その作品を引き渡すこと。ただしこれにかかわらず、支払期限が過ぎ延滞が生じた時点で、東西ニューアートはその作品を本項イ)号に従って売却処分する権利を有します。
11. 作品の所有権は、買い手が支払価格を全額支払うまでは買い手に移転しません。しかし、その作品についての一切の責任は、危険負担を含めて、その作品の落札が決定し、落札者への通知がなされた時点より全て買い手に移転します。
東西ニューアートは、買い手が支払価格を全額支払い終えるまで、競売されたいかなる作品についても留置する権利を有します。
12. 反社会的勢力の排除
- (イ) 買い手は、東西ニューアートに対し、以下の事項を確約し、これに違反しないことを将来にわたって保証するものとします。
- イ) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下「反社会的勢力」）ではないこと。
- ロ) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者、以下、本条において「役員」）、その他、経営に実質的に関与している者、株主及び本契約を代理、媒介する者その他の関係者が反社会的勢力でないこと。
- ハ) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
- 二) 本契約の履行及びその他の目的を達成するため、反社会的勢力を利用したり、関与させたりしないこと。
- ホ) 自ら、又は役員、その他経営に実質的に関与している者、株主において、反社会的勢力に資金や便宜を供与するなどの関与をしていないこと、反社会的勢力と社會的に非難されるべき関係を有しないこと。
- (2) 東西ニューアートは、買い手が以下の各号に該当していることが判明した場合には、催告することなくその買い手との取引を停止、又は買い手との契約を解約することができるものとします。この取引の停止又は契約の解約によって買い手に損害等が生じた場合も、何ら責任を負わないものとします。
- イ) 前項各号の表明保証に違反した場合。
- ロ) 暴力的な要求行為や、法的な責任を超えた不当な要求行為をした場合。
- ハ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為があつた場合。
- ニ) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為のあった場合。
- ホ) その他前各号に準ずる行為のあった場合。
13. 本件条項の解釈を含む契約関係は、日本法に準拠し、執行されるものとします。
「国際物品売買契約に関する国際連合条約」（United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods）の規定は、除外されるものとします。
14. 本件条項に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所、東京簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とすることを専属的に合意します。
15. 非公開オークション競売方法
非公開オークション競売方法は以下のとおりであり、入札参加者は非公開オークション競売方法を理解した上で非公開オークションに参加します。
- (イ) 開催日
本オークションの開催日は原則として奇数月の27日とします。但し、別途開催日を定

める場合があります。

- (2) 開催場所
本オークションの開催場所は東西ニューアートが指定し、会員に通知します。
- (3) 下見会
下見会は、原則として本オークション開催日の前に2～3日間実施します。出品作品によっては下見会期間中またはオークション当日に持ち込まれる場合があり、すべての出品作品が下見会に展示されるとは限りません。
参加者は作品を実際に確認し、自己の判断でオークションに参加する事を推奨します。
作品を破損した場合は、その当事者が責任を負います。
- (4) コンディションレポート
本オークションでは、出品作品に関するコンディションレポートを、事前または事後を問わず公開いたします。
出品作品のコンディションについては、オークション進行中に口頭等により説明または言及いたします。
その内容は、あくまでも東西ニューアートが出品作品について単に意見を陳述したものにすぎず、売買の根柢をその発言によって何ら保証するものではありません。
ご入札にあたっては、オークション進行中に該当作品が掲示された際に、ご自身の目で作品の状態をご確認のうえ、自己の責任と判断で行ってください。
落札後はいかなる場合においても、コンディションを理由とする契約の解除、キャンセル、返品、返金等には応じかねます。
- (5) 出品作品リスト
出品作品の情報の詳細を記載したカタログではなく、事前に出品が確定している作品の基本情報を記載した簡易的なリストを提供します。なお、下見会中またはオークション当日に出品が確定する作品に関しては出品作品リストには掲載されません。
出品作品リストは東西ニューアートの公式ホームページに掲載するとともに会員の皆様へメールマガジン等にてご案内いたします。作品リストの掲載順は、必ずしも実際の競売順を示すものではありません。
- (6) 情報の公開
オークションおよび下見会において、写真・動画の撮影、ならびに出品作品リストを含む競売に関する一切の情報を、SNS等を含む外部へ公開する行為を固く禁止します。
但し、東西ニューアートが特に認める情報公開についてはこの限りではありません。
- (7) 競り順
出品作品の競り順は東西ニューアートが決定します。
- (8) 競売方法
競売はパドルおよび発声による競り上がり方式で行います。
競売人はスタート価格および競り幅を自己の裁量により決定することができます。なお、作品の競売中または競売後でも競売人がその入札に疑問があると判断した場合、競売人は自己の裁量に基づき、その作品を再度競売にかけることができます。また、競売人は裁量により入れを拒否・取り下げおよび、作品をいくつかに分割、あるいは二つ以上の作品を統括して競売にかける権利を有します。
なお、最高入札額がリザーブ価格を下回る場合、不落札となります。
- (9) ライブビッド
オークション当日に出品が確定した作品は、システム上の制約により、ライブビッドからの入札を利用することができます。
- (10) 売買の成立
競売人が最終的に受託し得る最高額の入札をした者が買い手となり、競売人がハンマーを打った時点で売買契約が成立します。不公正な取引は東西ニューアートの判断で取り消すことができます。
- (11) アフターセール
リザーブ価格に達しない場合、最高入札額であっても不落札となります。最高入札者はまたは出品者からの依頼、もしくは東西ニューアートが売買成立の可能性があると判断した場合には、競売日より3日間をアフターセール期間とし、東西ニューアートが仲介して価格交渉を行うことができます。
- (12) 落札結果
落札結果は公開いたしません。お問い合わせにも対応いたしかねます。